退学・休学・復学規程

最終改訂：2025年10月27日　施行2025年11月1日

【退学】

(1)疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その理由を記して保証人と連署で願い出、校長の許可を受けなければならない。

(2)学校は願い出を元に協議し、校長はその結果を文書で通知する。

【休学】

(1) 休学は以下の要件を満たし、校長が許可したものに限る。休学の理由が分かる書類の追加提出依頼があった場合、依頼に応じることとする。

- 3ヶ月以上１年以内継続して修学を中断する場合
- 休学開始日の前月末までに休学願を提出した場合
- 休学願では、休学理由を記して保証人と連署で願い出た場合

(2)学校は学生からの休学願を元に協議し、校長はその結果を文書で通知する。

(3)休学期間の開始日は原則として休学願の提出時点での次期（前期又は後期）の授業開始日、または当該期の授業開始日とする。ただし、特別な事情があると校長が認めた場合には、期中から休学することができる。

(4)後期の授業開始日から休学した場合、休学前の当該年次の履修状況（出欠情報・成績情報）は、復学後に引き継ぐことができる。期中から休学した場合には、休学が許可された期の履修状況について、出欠情報を引き継ぐことができるが、成績情報を引き継ぐことはできない。

(5)休学前に既に履修した期間の授業と、復学後に再度履修する期間が重複する場合には、重複した期間の授業料は本人が負担するものとする。

(6)休学期間は原則として3ヶ月以上１年以内とする。

(7)在籍期間中の休学期間の累計は１年を超えないものとする。ただし、特別な理由により校長が認めた場合は１年を限度に延長できるものとする。

【復学】

復学は(1)～(6)を踏まえたうえで、校長の許可を受けなければならない。

(1)復学はその理由を記して保証人と連署で願い出て、校長が許可したものに限る。復学を申し出る場合は、復学希望日の1か月前までに申請しなければならない。その際に書類の追加提出依頼があった場合、依頼に応じることとする。

(2)学校は復学願を元に協議し、校長はその結果を文書で通知する。

(3)復学開始日は校長の許可した日からとする。

(4) 復学開始日については、次のいずれかを選択することができる。

① 休学期間開始時点の従前年次の休学開始日。または校長が許可した日
② 従前年次の前期開始日
③ 従前年次の後期開始日

①を選択した場合は、休学期間前の出欠情報を引き継ぐことができるが、成績情報を引き継ぐことはできない。

②を選択した場合は、通常の原級留置と同様に、従前年次の前期から新たに履修を始めるものとする。

③を選択した場合は、従前年次前期の履修状況（出欠情報・成績情報）を引き継ぎ、後期から新たに履修を始めるものとする。

(5)従前年次で既に履修した科目を再度履修する場合、復学前の履修状況を引き継ぐか、復学後の履修状況を採用するかを選択することができるものとする。

(6)復学後履修が重複する期間についての授業料は本人が負担するものとする。